

2020.2.27(木)
第33例会
(通算 3586回)

2019-2020年度 釧路ロータリークラブ会報

会長スローガン「CONNECT！ロータリーをよく知って より大きい輪をつくらう！」

第83代会長	天方 智順	例会日	毎週木曜日 12:30～13:30 夜間例会 18:00
副会長	後藤 公貴	例会場	釧路センチュリーキャッスルホテル
幹事	松井 聖治	事務局	釧路市錦町 5-3 ミツ輪ビル 2F
編集責任者	クラブ会報雑誌委員会	☎	0154-24-0860 ☎ 0154-24-0411

2019-2020年度
国際ロータリーテーマ



2019-2020年度 RI 会長
マーク・ダニエル・マロニー
第2500地区ガバナー
吉田 潤司 (釧路 RC)

月間テーマ	平和と紛争予防／紛争解決月間
本日のプログラム	これからの喫煙ルールについて (担当：プログラム委員会)
次週例会	嵯峨記念奨学生卒業報告会 (担当：嵯峨記念育英会委員会)

- ロータリーソング：「それでこそロータリー」
- ソングリーダー：荒井 剛君
- 会員数 99名
- ビジター なし
- ゲスト 日本たばこ産業株式会社 北海道道東 釧路支店長 黒岩 貴弘 様
日本たばこ産業株式会社道東釧路支店 トレードマーケター 福本崇志様
- ニコニコ献金
西村 智久君・・・孫が生まれました。明日会いにゆきます。

今年度累計 700,000円

会長の時間

天方 智順会長



皆さん、こんにちは。3回続けてこれをネタにしますが、今日はさすがにマスクの方が多いいと思います。ご存じのとおり、このコロナウィルスの蔓延のため、だんだんとのっぴきならず、加速度的になっていると思います。いろいろと今日の例会も含め、今後のことも申し上げます。後ほど、幹事からあると思います。来週の夜間例会を休会とさせていただきます。当分の間このような個別配食の食事を提供する予定です。3月12日の高校生を呼んでの例会も対策を考えています。これ、まだ言っちゃいけないのですが、確定ですので「3月14日のIMが中止」というお達しが来ております。それを受けまして、普通に例会をやろうと思ったのですが、昨日の安倍首相の「3月中旬まで、2週間ピークですので自粛してください」というお達しがありましたので、私も考えてこのようなことをさせていただいております。3月中旬までに収束するとは思えませんが、どの程度こういう一種の警戒態勢が延長されるか分かりません。何卒、皆さんもご理解を示していただければと思います。

本当に困ったものですね。一番心配するのが、いろいろいっちゃいますが、キャッスルホテルさんで今週もここでの行事が2つ流れています。キャッスルさんだけではなく、市内の各シティホテルの宴会場、後藤副会長みみたいな飲食店の方々も大変だと思います。皆さん、ちょっと我慢して、耐え忍んで乗り切っていただければと思います。

ロータリーの会長がこんなこと言っちゃいけないかもしれないのですが、出口のない暗い道もないですし、降り止まない雨もないです、明けない夜もありません。皆さん、協力してちょっと我慢して行きたいと思えます。

柄になく、真面目な挨拶で本当に恐縮ですが、何卒皆さんご理解とご協力を賜ればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

■本日のプログラム■ これからの喫煙ルールについて

プログラム委員会 池田 いずみ委員長

皆さま、こんにちは。プログラム委員会の池田です。本日の講師を紹介させていただきます。日本たばこ産業株式会社北海道支社・道東釧路支店長・黒岩貴弘様。略歴です。神奈川県ご出身、入社は2003年、群馬県にて営業担当として配属された後、

10年間本社で法人営業部、人事部、事業企画室等をご経験されています。2017年8月から北海道支社札幌の拠点で勤務され、2019年10月から現職・道東釧路支店長をされております。

本日は、トレードメーカーの福本崇志様と一緒に『これからの喫煙ルールについて』ということでお話をいただきます。では、よろしくお願いたします。

日本たばこ産業株式会社 北海道道東

釧路支店長 黒岩 貴弘 様



ただいま、ご紹介いただきましたJT釧路支店の黒岩でございます。本日はよろしくお願いたします。

実はうちの会社は、今日、午前中まで新型コロナウイルスの対応として「勤務をどうするか」をギリギリまで検討しておりました。つい先ほど、メールがありまして「午後から社員は在宅勤務」という発信があって、そんな状況で、今この場を迎えております。

本日は『たばこ』のお話です。たばこに関しては好きな方もいらっしゃれば、あまりそうでもない方もいらっしゃる、非常にデリケートな商品だと思っております。ぜひ、温かい目で見ていただければと思います。改めて3586回ということで、ものすごい数だなと思えました。このような伝統と歴史のある釧路ロータリークラブの例会にお呼びいただいて、このような機会を設けていただいて本当にありがとうございます。先ほどご紹介いただきましたとおり、私と福本でお話をさせていただければと思っております。

本日は、「改正健康増進法」というお話です。その前に、ある種、勝手なことを言っていると思われるかもしれませんが、聞いていただければと思います。そもそも「豊かな社会って何ですか」みたいなことから始めさせていただきます。今、いろいろなところで「豊かな社会の実現」とは？というようなことが発信されている中で、内閣府の発信を見てみたのですが、出てきているキーワードとしては「ダイバーシティ」や「多様性」をいかに尊重して一人一人が自立して仕事していくのか、暮らしていくのか、という話がありました。ここにいらっしゃる経営者の皆さま、会社幹部の皆さまが、経営や人材育成という観点で日々取り組まれている重要なテーマかなと思っております。そんな中で、3つの数字を出させていただきました。「この数字、何ですか」と聞くのは大変失礼なのですが、思いつく方がいらっしゃれば、3つの数字を挙げさせ

ていただいております。分かる方、見当つく方がいらっしゃれば、どなたでも構いません。単位です、例えばメートルとかですね。ごめんなさい、一番上は単位ではないです。

(会場から)「一番上は『二面性』ですか」

その通りです。まったく下打ち合わせをしないで振ってしまったので、まさに「どストレート」の答えを言われてしまったのですが、二面性の『面性』です。2つ目が『人』です。3つ目が『円』です。

1つ目の二面性なのですが、たばこに関しては、いま影の部分が非常に大きくフォーカスされていると思います。それはもちろんあると思っています。ただ、一方で喫煙されている方にとっては、緊張している時に和らげたり、少し落ち込んでいる時に盛り上げたりなど。あとは、人と人をつなぐ場とか間になったり。そういうポジティブな部分があるかなと思っております。

一方で、たばこを吸われない方からすると、本日のテーマのひとつではありますが、受動喫煙が懸念される問題として残っていると思います。そういう意味で光と影だったり、たばこを吸われる方、吸われない方という側面があるのかなと思っております。

2つ目が『人(にん)』と挙げさせていただいております。いま日本全国で1億2,000万人いるのですが、成人の喫煙者が大体20%、2,000万人くらいいらっしゃるのです。5人に1人くらいがたばこを吸われている状況です。これが、多いのか・少ないのかというと、人それぞれ「多いんじゃない」、「少ないんじゃない」はあると思います。例えとして、正しいかどうか分からないですが血液型でいうと、B型の方が2割くらいだそうです。O型が3割、A型4割。ちなみに私はABで1割というところです。お酒はもう少し多いかもしれませんし、車を利用される方ももっと多いかもしれません。この2,000万人というところを見た時に、今の風潮でいうと少し2,000万人、20%の方がマイノリティだったり、肩身が狭い思いをされているのかなと思っております。

最後の単位、3つ目は『円(えん)』。2兆円なのですが、これは日本の国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税を合わせた日本全国のたばこの税収になります。釧路市では16億円くらいが市税のたばこ税として入っています。たばこ税自体が一般財源ですので「こういう形で使います」と明確にはされていないのですが、市民の健康だったり、安心して暮らせるような社

会づくりとして活用されていると思っております。今日、お伝えしたいのは、たばこ税を確保しているのだから喫煙者を守りたい、とか発言をしたいわけではないのです。冒頭、申し上げた「豊かな社会」といった観点でいったら、いろんな多様性があると思います。たばこは『合法の商品・嗜好品』ですので、そのひとつとして見ていただければというのが、最初にお話したかった話でございます。

そういった観点でこれからお話させていただく『改正健康増進法とその対応』のお話を聞いていただければ幸いです。

本日はよろしく願いいたします。

日本たばこ産業株式会社道東釧路支店

トレードマーケット 福本崇志様

続きまして、私、福本がお話させていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、改正健康増進法とその対応についてご説明させていただきます。



1点目としては、皆さまが事業主様としてやらなければいけないこと。2点目としては、皆さまがひとりの個人として知っておいて得なこと、フランクな感じ

についてお話させていただければなと思います。

1点目です。改正健康増進法の概要についてご説明させていただきます。元々あった健康増進法が改正された形になります。喫煙ルールが大きく変わってきます。施行された背景としては、屋内を基本に「望まない受動喫煙をなくす」狙いがあります。

改正前の変更点がこれまでは罰則がない努力義務だったのが、これからは罰則付きの義務規定と厳しいルールに変わってきます。マナーからルールに変更になった形になっております。

次に、それを踏まえたうえで、4月以降の屋内の喫煙環境が大きく3パターンに分けられます。一番目が「すべて吸えなくなる」、2番目が「すべて吸える」。3つ目が「工夫すれば喫煙スペースを設けることができる」と、大きく分けたら3つのパターンに分けられると思います。こちらで「20歳未満の者は立入禁止」と書いてある所があります。たばこが吸えるエリアに関しては、20歳未満の来店客、従業員は一切立ち入れないといった厳しい縛りがあるのも事実です。

次に施設別のルールと対応方法についてご説明させていただきます。「第一種施設」「第二種施設」「喫煙目的施設」と記載させていただいております。

第一種施設の学校・病院などに関しては、昨年7月1

日より施行されておりますので本日は割愛させていただきます。

本日は、第二種施設についてお話させていただければと思います。4月1日から全面施行されます。対象として事業所、工場、ホテルないし飲食店が対象になってきます。喫煙ルールとしては、原則、屋内は禁煙になってしまいます。ただ、2つポイントを満たしていれば、4月1日からも喫煙環境を設けることができます。

1つ目が「技術的基準を満たした喫煙所にする」、2つ目が「定められた手法で標識を掲示する」です。次のページからこの2つについてご説明させていただければと思います。

1つ目の技術的要件について、こちらの技術的要件というのが3つあります。1つ目が「入口風速、0.2m・毎秒以上」と記載しています。こちら左に囲われている四角形の中が喫煙所で、それ以外が喫煙室以外となっています。喫煙室の扉を開けている状態で、「喫煙室の外から中に一定の風が流れていれば、中でたばこを吸っても煙が外に漏れない」となっております。その際に必要な風量が「0.2m・毎秒」となっております。

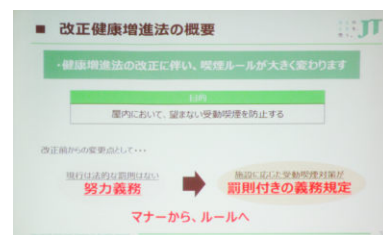
「0.2m・毎秒」は実際にどれくらいかということ、たばこの煙の流れを記載しておりますが、だいたい45度から下、0度と45度の間の煙の流れでしたら「この基準は満たせている」となっています。

2つ目が「壁・天井等による区画」と書いています。要するに部屋みたいになっていたら大丈夫と考えていただければと思います。

3つ目が「屋外、または外部の場所へ排気」。喫煙所の中に換気扇等があって、中の煙がきちんと屋外に排気されていけば大丈夫となっております。

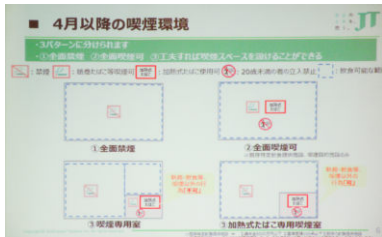
2つ目の「区画」3つ目の「屋外排気」という条件を満たしたうえで、1つ目の「入口風速0.2m以上確保」を満たすための主な手法についての対応策を申し上げます。主として2つの方法がございまして。それは「必要排気風量を確保する」というやり方と、「開口部の面積を狭める」やり方です。

1つ目についてご説明させていただきます。そもそも「排気設備」が喫煙所の中にある場合は、付けることが必須になります。イメージとしたら、ビルでしたら左のダクトみたいな物を付けていただくか、それ以外の場合でしたら窓等に換気扇を付けていただくとなっております。ただ、こちらの排気設備があっても排気風量が足りない場合には、排気設備を強い物に代えていただくか、増やしていただく対応が必要になってきま



す。

2つ目は、こちらがお勧めになってきて、コストが非常にかからないやり方になっております。「開口部の風速は開口部面積が狭ければ狭いほど流れる風は強くなる」となっていて、よく事業所では暖簾やカーテンを喫煙室の上から垂らして面積を狭めて風量を担保するやり方をよく取られています。



次に標識の掲示についてですが、2パターンあります。1つ目が左側に記載していますが、施設の主な出入口にまずは1つ貼っていただか

ないといけません。なぜかと言いますと、その施設を利用されるお客様・来店お客様が、「この施設には、たばこを吸う所があるのか、ないのか」をぱっと見で分かるような形を取りたいというのが狙いになっております。

2つ目です。こちら貼っていただかないといけませんが、実際に屋内にある喫煙所の出入り口付近にも「ここは喫煙専用場所です」という旨と「ここは20歳未満の者の立入りが禁止されている」という旨の標識を貼っていただかないといけません。種類ですが、いろいろあります。「紙巻きたばこ」の標識や「加熱式たばこ」の標識、あと施設によって変わってきます。こちらに関しましては厚生労働省のホームページより自由にダウンロードできるようになっております。

次は罰則についてお話させていただきます。こちらに関しましては保健所が調査などをやる形になってきます。よくJTが調査をやると勘違いされたりしますが、実際には保健所がやられるようになっておまして、指導を受けて改善が見られない場合には最大で50万円以下の罰則が適用されたり、企業名が公表される恐れが出てきます。

それらを踏まえて、JTの取り組みについてですが、屋内の喫煙環境を守らせていただくために弊社はコンサルティングを無償でやっております。もし、ご興味がある方はいつでもお気軽にお問い合わせいただくと嬉しいです。

あと、本日、ご説明させていただいた内容以外にも細かい規定がいろいろありまして、そちらについては本日、ご説明しきれなかった部分も多くございます。ご不明な点などございましたらお気軽にお問い合わせいただけると嬉しいです。

次に、改正健康増進法と紐づけて皆さまが『知っておいて得する話』を自分なりに考えてきましたのでご説明させていただきます。

皆さまは私とは違ひまして、社外の重要なお取引様や、

東京や札幌などから上司の方が来られるケースもよくあると思います。その方がたばこが大好きな喫煙者だった時に、「吸える場所はどこにあるか」を把握しておいたらいい、と私自身の体験を踏まえて考えてみました。

仮に札幌から釧路に来られた場合のスケジュールを1日目と2日目と分けて、上の四角が場所で、下が移動手段になっています。これで「たばこが吸えると嬉しいシーンってどこなのか」と考えた時に、私も喫煙者ですので、ほぼほぼ全部になってしまいますが、こちらの移動中・仕事中・食事中・宿泊中・観光中の5つのポイントで、気兼ねなく吸えたら満足されるだろうと思い、まとめさせていただきました。こちらの5つの項目についてお話させていただきます。

まず移動中は、車内ないし旅客機内に関しましてはこれまでどおり禁煙にはなっています。ただ、釧路のエリアは非常にありがたいことに、駅と空港とMOOのバス停で、降りたらすぐ喫煙室があるので、そちらでご一服を勧めていただければと思います。車での移動は社有車とレンタカーと2つの手段があり、こちらで吸える車、吸えない車と分かりますので、こちらは状況に応じて、ご判断をよろしく願いいたします。次に仕事中ですが、会社の屋内環境の選択肢として、こちらの3点が選べるようになってくるのです。仮にもし吸えない場合でも、屋外は規制の対象外になっていますので、下のイメージのように灰皿等を置いてあげるのが手段のひとつかなと思っております。



次に食事中で、いろいろ記載させていただいております。店舗によって「たばこ

を吸える店」と「吸えない店」と分かれてくると思いますので事前に電話等で確認していただくのがいいと思います。ただ、直接お店を探されるようになった際には、右下の図のように出入口に標識がありますので「吸える所、吸えない所」がその場で判断がつくようになってきます。

次にホテル等に宿泊された場合、客室は今回の規制の対象外になっております。理由としてはプライベート空間として、自宅と同様の扱いになることが背景としてあります。ただ、公共施設、ロビー、宴会場などには、この規制対象になってしまうので、これからは基本的にはたばこは吸えなくなってしまいます。ただ、ロビー等に喫煙ルームを設けていただいている宿泊施設、例えば、いまお話しさせていただいているキャッスルホテル様は設けていただいているので非常にありがたいのですが、そちらでご一服をお勧めさせていただくのがやり方のひとつかなと思います。

次に観光中についてお話させていただきます。釧路といえど丹頂鶴や幣舞橋での夕日、釧路湿原など非常に雄大な自然が観光スポットになっております。ただ「観光中の喫煙は我慢しましょう」。ただ、釧路に関しては非常にありがたいことに観光地の近辺に灰皿を置いているケースも多くあるので、ご活用していただければと思います。

踏まえた上で、まとめになってしまいます。たばこが吸えると嬉しいシーンで5つの項目です。ここをきちんと押さえて吸えれば、私にとっての上司のイメージですが、こういった形で満足して過ごしていただけるのではないかなといった形でお話を終了させていただきます。

本日はご清聴していただきましてありがとうございます。

会長謝辞 天方 智順 会長

黒岩様と福本様にはためになる話を、先ほど食事を隣でとらせていただいて、私が喫煙者であることで安心されたのかもしれないですが、ありがとうございます。

今どき、たばこ吸っていて「ありがとうございます」と言われるのも珍しいことだと思います。私も一気に『いい人』と思ってしまいました。

今日はお二人におかれましては、在宅勤務の時間に本当に申し訳ございません。ましてや、遠いところから来ていただいて本当にありがとうございます。

喫煙者として、先ほどの区別・分別、をちゃんと把握しながら4月からの改正健康増進法に備えたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

[Return to Top](#)

[Return to Web Site](#)